

# 西宮市議会政務活動費の交付に関する条例

(平成13年 3月28日)

(西宮市条例第47号)

## 沿革

平成14年 7月12日 条例 2号 [1]

平成19年 3月27日 条例59号 [2]

平成20年 9月18日 条例16号 [3]

平成20年10月 1日 条例21号 [4]

平成25年 2月28日 条例59号 [5]

平成27年 3月25日 条例66号 [6]

平成31年 3月26日 条例58号 [7]

## (目的)

**第1条** この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第100条第14項から第16項までの規定に基づき、西宮市議会議員の調査研究その他の活動に資するため、政務活動費を交付することに関し必要な事項を定め、もって西宮市議会の活性化を図ることを目的とする。[1] [3] [5]

## (交付対象)

**第2条** 政務活動費は、調査研究その他の活動に要する経費の一部として、西宮市議会における会派又は議員に対して交付する。[2] [4] [5] [7]

## (交付の方法) [2]

**第3条** 政務活動費は、各四半期の最初の月に、当該四半期に属する月数分を交付する。ただし、四半期の途中において議員の任期が満了する場合は、任期満了日の属する月までの月数分を交付する。[2] [5]

2 政務活動費は、各四半期の最初の月の10日に交付する。ただし、その日が土曜日、日曜日又は休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）第3条に規定する休日をいう。）に当たるときは、順次繰り下げた日に交付する。[2] [5]

3 第1項本文及び前項本文の規定にかかわらず、一四半期の途中において新たに、又は追加して政務活動費を交付すべき事由が生じたときは、当該政務活動費の交付請求があった日の翌日から起算して30日以内に交付するものとする。[2] [5]

## (会派に対する政務活動費) [2] [5]

**第4条** 会派の代表者は、年度当初（年度途中で新たに結成された会派にあつては当該結成当初）に月額12万円を限度として当該会派に所属する議員1人につき会派が受け取るべき政務活動費の額を申し出なければならない。[2] [5] [6]

2 会派に対する政務活動費の月額額は、前項の規定により会派の代表者が申し出た額に各月の1日（以下「基準日」という。）に在職する所属議員の数を乗じて得た額とする。ただし、任期満了日の属する月にあつては、当該会派の代表者が申し出た額を同月の基準日から任期満了日までの日数を基礎として日割りによって計算した額に相当する額に同月の基準日に在職する所属議員の数を乗じて得た額とする。[2] [4] [5]

3 次の各号に掲げる会派に対しては、それぞれ当該各号に定める額の政務活動費を交付する。

- (1) 一般選挙により当選した議員の任期が開始した日（当該日が基準日である場合を除く。以下この号において「任期開始日」という。）に結成された会派 任期開始日の属する月の政務活動費として、第1項の規定により会派の代表者が申し出た額を任期開始日から同月の末日までの日数を基礎として日割りによって計算した額に相当する額に任期開始日に在職する所属議員の数を乗じて得た額
- (2) 補欠選挙その他の事由により一般選挙により当選した議員の任期の途中から議員となった者がその者の任期が開始した日（当該日が基準日である場合を除く。以下この号において「任期開始日」という。）に既に政務活動費の交付を受けている会派に所属した場合の当該会派 任期開始日の属する月の政務活動費として、第1項の規定により会派の代表者が申し出た額を任期開始日から同月の末日までの日数を基礎として日割りによって計算した額に相当する額

[4] [5]

- 4 一四半期の途中において新たに結成された会派（前項第1号に掲げる会派を除く。）に対しては、当該結成の届出のあった日の属する月の翌月分（届出のあった日が基準日に当たる場合は、その日の属する月分）から政務活動費を交付する。 [2] [4] [5]
- 5 議員が基準日又は当該議員の任期が開始した日において辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は所属する会派から脱会した場合は、当該議員は、これらの日の属する月の所属議員に含まないものとし、基準日又は第3項第1号の任期開始日において議会又は会派の解散があった場合はこれらの日の属する月の政務活動費を、同項第2号の任期開始日において議会又は会派の解散があった場合は同号に規定する政務活動費を交付しない。 [2] [4] [5]
- 6 一四半期の途中において、政務活動費の交付を受けた会派の所属議員の数に異動が生じた場合で、既に当該四半期分として交付した額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額に満たないときは、市長は、当該満たない額を追加して交付し、既に当該四半期分として交付した額が異動後の所属議員の数に基づいて算定した額を超えるときは、当該会派は、当該超える額を返還しなければならない。 [2] [4] [5]
- 7 政務活動費の交付を受けた会派が当該四半期の途中において解散したときは、会派は、解散の日の属する月の翌月（解散の日が基準日に当たる場合は、その日の属する月）以後の月分の政務活動費を返還しなければならない。 [2] [4] [5]  
（議員に対する政務活動費） [2] [5]

**第5条** 議員に対する政務活動費の月額、12万円とする。ただし、議員の任期が開始した日の属する月又は任期満了日の属する月にあっては、12万円を当該月のうち任期のある日数を基礎として日割りによって計算した額に相当する額とする。 [2] [4] [5] [6]

- 2 前項の規定にかかわらず、議員が会派に所属する場合であって当該会派が政務活動費の交付を受けるときの当該議員に対する政務活動費の月額は、12万円（同項ただし書に規定する場合にあっては、同項ただし書の規定により日割りによって計算した額に相当する額）から当該議員の所属する会派に交付する政務活動費の月額のうち当該議員分に相当する額を差し引いて得た額とする。 [2] [4] [5] [6]
- 3 議員が基準日又は当該議員の任期が開始した日において辞職し、失職し、除名され、若しくは死亡し、又は議会の解散があった場合は、これらの日の属する月の政務活動費を交付しない。 [2] [4] [5]
- 4 政務活動費の交付を受けた議員が、一四半期の途中において辞職し、失職し、除名され、若し

くは死亡し、又は議会の解散により議員でなくなったときは、当該議員でなくなった日の属する月の翌月（議員でなくなった日が基準日に当たる場合は、その日の属する月）以後の月分の政務活動費を返還しなければならない。〔2〕〔5〕

- 5 一四半期の途中において、議員が所属する会派を異動（新たに会派に入会し、又は脱会した場合を含む。以下同じ。）した場合で、既に当該四半期分として当該議員に交付した額が異動後の当該議員に交付すべき額に満たないときは、市長は、当該満たない額を追加して交付し、既に当該四半期分として当該議員に交付した額が異動後の当該議員に交付すべき額を超えるときは、当該議員は、当該超える額を返還しなければならない。〔2〕

（政務活動費を充てることができる経費の範囲）〔5〕

**第6条** 政務活動費は、会派及び議員が行う調査研究、研修、広報、広聴、住民相談、各種会議への参加等市政の課題及び市民の意思を把握し、市政に反映させる活動その他住民福祉の増進を図るために必要な活動（次項において「政務活動」という。）に要する経費に対して交付する。〔2〕〔5〕

- 2 政務活動費は、別表で定める政務活動に要する経費に充てることができるものとする。〔5〕  
（経理責任者）

**第7条** 政務活動費の交付を受けた会派は、政務活動費に関する経理責任者を置かなければならない。〔2〕〔5〕

（収支報告書の提出）

**第8条** 政務活動費の交付を受けた会派の経理責任者及び議員は、別に定めるところにより、政務活動費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を作成し、領収書等の証拠書類を添えて、議長に提出しなければならない。〔2〕〔5〕

- 2 収支報告書は、前年度の交付に係る政務活動費について、毎年4月30日までに提出しなければならない。〔5〕
- 3 前項の規定にかかわらず、政務活動費の交付を受けた会派が解散し、又は政務活動費の交付を受けた議員が議員でなくなったときは、当該会派の経理責任者であった者又は議員であった者は、当該事由の生じた日の翌日から起算して30日以内に収支報告書を提出しなければならない。〔2〕〔5〕

（政務活動費の返還）〔5〕

**第9条** 政務活動費の交付を受けた会派及び議員は、その年度において交付を受けた政務活動費の総額から、当該会派及び議員がその年度において第6条に定める経費の範囲に基づいて支出した総額を控除して残余がある場合は、当該残余の額に相当する額の政務活動費を返還しなければならない。〔2〕〔5〕

（収支報告書の保存）

**第10条** 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書を、提出すべき期限の日から起算して5年を経過する日まで保存しなければならない。〔2〕〔5〕

（透明性の確保）〔5〕

**第11条** 議長は、第8条第1項の規定により提出された収支報告書について必要に応じて調査を行う等、政務活動費の適正な運用を期すとともに、使途の透明性の確保に努めるものとする。〔5〕

- 2 議長は、別に定めるところにより、前条に規定する収支報告書を閲覧に供するものとする。〔5〕  
（委任）

**第12条** この条例に定めるもののほか、政務活動費の交付に関し必要な事項は、市長が規則で定める。〔2〕〔5〕

**付 則**

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

**付 則**（平成14年7月12日西宮市条例第2号〔1〕西宮市病院事業の設置等に関する条例等の一部を改正する条例2条による改正付則）

この条例は、平成14年9月1日から施行する。ただし、第2条の規定は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成19年3月27日西宮市条例第59号〔2〕）

この条例は、平成19年6月11日から施行し、平成19年7月1日以後の基準日において結成されている会派又は在職する議員に対して交付する政務調査費について適用する。

**付 則**（平成20年9月18日西宮市条例第16号〔3〕地方自治法の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整理に関する条例1条による改正付則）

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成20年10月1日西宮市条例第21号〔4〕）

この条例は、公布の日から施行する。

**付 則**（平成25年2月28日西宮市条例第59号〔5〕西宮市議会政務調査費の交付に関する条例及び西宮市議会議員の議員報酬等の支給等の制限に関する条例の一部を改正する条例1条による改正付則）

1 この条例は、平成25年3月1日から施行する。

2 この条例第1条の規定による改正後の西宮市議会政務活動費の交付に関する条例の規定は、この条例の施行の日以後に交付される政務活動費から適用し、この条例の施行の前日にこの条例第1条の規定による改正前の西宮市議会政務調査費の交付に関する条例の規定により交付された政務調査費については、なお従前の例による。

3 〔略〕

**付 則**（平成27年3月25日西宮市条例第66号〔6〕）

この条例は、平成27年4月1日から施行する。

**付 則**（平成31年3月26日西宮市条例第58号〔7〕）

この条例は、公布の日から施行する。

別表（第6条関係）

[5]

項 目	内 容
調査研究費	市の事務、地方行財政等に関する調査研究及び調査委託に関する経費
研修・会議費	研修会及び各種会議を開催するために必要な経費、並びに団体等が開催する研修会、意見交換会等の各種会議への参加に要する経費
広報・広聴費	会派若しくは議員が行う活動又は市政について住民に報告するために要する経費、並びに会派若しくは議員の活動又は市政に対する住民からの要望及び意見の聴取、住民相談等の活動に要する経費
資料購入費	政務活動のための図書、資料の購入等に要する経費
交通・通信費	政務活動のための交通通信に要する経費
人件費	政務活動を補助する職員を雇用する経費
事務費	政務活動のための事務機器の設置・使用、資料作成その他の事務の運用に要する経費
事務所費	政務活動のための事務所の管理運営に要する経費